

平成30年11月1日 貸渡約款改正対照表

項目	該当条項	旧貸渡約款（平成30年4月版）	新貸渡約款（平成30年11月版）
約款の適用	第1条	<p>名鉄協商株式会社（以下「当社」という）は、当社が提供するカーシェアリングサービス（以下「本サービス」という）に関し、利用を希望する法人又は個人（以下「会員等」という）、さらに当社が第34条に規定する契約を締結したカーシェアリング事業者が実施するカーシェアリングに所属する法人又は個人（以下「所属会員等」という）に、本約款の定めるところにより、本サービス専用車両（以下「カリテコ」という）を貸渡すものとし、会員等と所属会員等は、これを借受けるものとし、</p> <p>尚、本約款に定めのない事項については、法令及び一般の慣習によるものとし、</p>	<p>名鉄協商株式会社（以下「当社」という）は、当社が提供するカーシェアリングサービス（以下「本サービス」という）に関し、利用を希望する法人又は個人（以下「会員等」という）、当社が第35条に規定する契約を締結したカーシェアリング事業者が実施するカーシェアリングに所属する法人又は個人（以下「所属会員等」という）、及び第36条に規定する提携事業者を通じて同条に規定する方法で本サービスの利用契約を締結した個人（以下「dカーシェア会員」という）に対し、本約款の定めるところにより、本サービス専用車両（以下「カリテコ」という）を貸渡すものとし、会員等、所属会員等及びdカーシェア会員は、本約款の定めに従って、これを借受けるものとし、</p> <p>尚、本約款に定めのない事項については、法令及び一般の慣習によるものとし、</p>
会員登録	第2条	<p>5. 当社は、レンタカーに関する基本通達（国自旅286号平成18年3月30日）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）に運転者の氏名、住所、運転免許の種類ならびに運転免許証の番号を記載する義務、もしくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、第1項に定める申込書において、登録運転者に係る運転免許証その他身元を証明する書類の提示及びそれら書類の謄写が出来るものとし、</p> <p>尚、所属会員等については、提携事業者が登録運転者の免許証写しを取得し、当社に対し登録運転者の情報提供が可能な場合に限り、謄写が出来るものとし、</p>	<p>5. 当社は、レンタカーに関する基本通達（国自旅286号平成18年3月30日）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）に運転者の氏名、住所、運転免許の種類ならびに運転免許証の番号を記載する義務、もしくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、第1項に定める申込書において、登録運転者に係る運転免許証その他身元を証明する書類の提示及びそれら書類の謄写が出来るものとし、</p> <p>尚、所属会員等とdカーシェア会員については、提携事業者が登録運転者の免許証写しを取得し、当社に対し登録運転者の情報提供が可能な場合に限り、謄写が出来るものとし、</p>
カリテコの返還手続き	第12条	<p>6. 会員等及び登録運転者は、カリテコの返還にあたって、カリテコ内に会員等及び登録運転者又は同乗者等の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は返還後の遺留品について何ら責任を負わないものとし、</p>	<p>6. 会員等及び登録運転者は、カリテコの返還にあたって、カリテコ内に会員等及び登録運転者又は同乗者等の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は返還後の遺留品について何ら責任を負わないものとし、返還後に他の会員等が使用、取得等した場合であっても、当社は一切責任を負いません。</p>
連絡方法	第33条		<p>本サービスに関する当社の書面による通知その他連絡は、会員等が利用契約の申込時に届出た住所（第3条に基づき変更の届出がなされた場合はその住所）に送付して行います。</p> <p>2. 前項による書面が、会員等の不受領、所在不明等により不達となった場合であっても、当該書面は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>
約款の変更	第34条	第33条	第34条
相互間利用	第35条	第34条	第35条

dカーシェア 会員特則	第36条		<p>dカーシェア会員は、当社の提携事業者である株式会社NTTドコモ（以下、本条において「提携事業者」という。）の提供するdカーシェア利用契約を締結した個人であって、提携事業者の提供するスマートフォンやタブレット端末用の専用アプリケーション等を通じて、本サービスの利用契約を申し込んだ者をいうものとし、会員等と同一の立場で本サービスを利用することができるものとし、</p> <p>2. dカーシェア会員は、提携事業者との間で利用契約が締結し、かつ、本サービスの利用契約が完了した時点で、本サービスの利用契約条件を満たしたものであるものとして、本サービスの利用を開始することができるものとし、</p> <p>3. dカーシェア会員は、本約款または本サービスの利用契約等で異なる定めがない限り、本約款に定める会員等に対する規定の適用を受けるものとし、これを遵守するものとし、</p> <p>4. dカーシェア会員が提携事業者との間のカーシェア利用契約が終了し、または有効に存続しなくなった場合、本サービスの利用契約も当然に終了するものとし、</p> <p>5. 第2条4項の登録運転者について、dカーシェア会員は個人会員に限定することとし、同居の親族の登録はできないものとし、</p> <p>6. dカーシェア会員は、この約款および貸渡規約等により発生するすべての当社債権について、当社が提携事業者へ譲渡することを異議なく承諾するものとし、また、dカーシェア会員は、当該譲渡債権に基づき提携事業者が行う請求について、異議なく提携事業者へ支払うものとし、</p> <p>7. dカーシェア会員は、提携事業者が保有するdカーシェア会員の個人情報及び信用情報を当社が取得し、第32条と同様の方法で取り扱うことに同意します。当社が保有する個人情報を提携事業者に提供することについても同意します。</p> <p>8. 当社は、第6項に定める債権譲渡又は当該債権に基づく請求およびdカーシェア会員が提携事業者に行ったお問合せ等の対応のため、利用実績やdカーシェア会員からのお問い合わせ等の内容を提携事業者と共有します。</p> <p>9. 第15条の定めにかかわらず、dカーシェア会員にはICカードの貸与を行わないものとし、dカーシェア会員は、dカーシェア会員が所持するICカードまたは非接触ICチップを搭載した携帯端末を、同条第1項に定めるICカードとして利用することができるものとし、個別契約に基づくカリテコの貸渡の際にdカーシェア会員の本人確認およびカリテコの開錠および施錠等に使用することとします。dカーシェア会員は、当社が指定した方法に従い、当該ICカードまたは携帯端末情報を当社指定のシステムに登録するものとし、</p> <p>10. 本約款と提携事業者が別途定める「dカーシェアご利用規約」との間に相違があるときは、本約款が優先して適用されるものとし、</p>
消費税等	第37条	第35条	第37条
遅延損害金	第38条	第36条	第38条
合意管轄	第39条	第37条	第39条